

令和5年10月12日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

## 職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 交通事案に係る処分

##### (1) 人身事故事案

- ① 産業労働部出先機関 課長級職員 (50歳代・男) 戒告

##### 【事案の概要】

令和5年3月、通勤のため鶴岡市内において普通自動車を運転中、カーナビゲーション画面を注視していたためブレーキが遅れ、赤信号で停車していた相手方車両と衝突し、相手方に軽傷を負わせ、運転免許停止の行政処分を受けた。

- ② 最上総合支庁 一般級職員 (20歳代・男) 文書訓告

##### 【事案の概要】

令和4年10月、私用のため寒河江市内において普通自動車を運転中、ブレーキ操作を誤り、赤信号で停車していた相手方車両と衝突し、相手方に軽傷を負わせ、運転免許停止の行政処分を受けた。

#### 2 不適正な事務処理事案に係る処分

##### (1) 庄内橋桁製作架設工事請負契約解除事案

##### <事務主任者>

県土整備部	係長級職員	(30歳代・男)	厳重注意
村山総合支庁	一般級職員	(20歳代・男)	文書訓告

##### <業務管理者>

県土整備部	主査級職員	(40歳代・男)	厳重注意
庄内総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	文書訓告

##### <業務総括者>

県土整備部	補佐級職員	(40歳代・男)	厳重注意
庄内総合支庁	補佐級職員	(50歳代・男)	厳重注意

##### <管理監督者>

	部長級職員	(50歳代・男)	厳重注意
--	-------	----------	------

	部長級職員	(60歳代・男)	厳重注意
	部長級職員	(50歳代・男)	厳重注意
村山総合支庁	次長級職員	(60歳代・男)	文書訓告
村山総合支庁	課長級職員	(50歳代・男)	厳重注意
庄内総合支庁	課長級職員	(50歳代・男)	文書訓告

#### 【事案の概要】

令和4年度、庄内橋桁製作架設工事の設計書の積算を誤り、議会の議決を経た契約を解除することとなるなど公務の運営に支障を与えた。

### 3 処分日

令和5年10月12日(木)

#### 問い合わせ先

人事課 副主幹(兼) 課長補佐 石垣 幸一 TEL 023-630-2022  
報道監：総務部次長 高橋 徹